11年目

11年目

初任者

研修修了

現　任

研修修了

現　任

研修修了

初任者

研修修了

現　任

研修修了

現　任

研修修了

令和
元年度

２年度

１年目

２年目

３年目

４年目

７年目

９年目

８年目

１年目

２年目

５年目

４年目

６年目

10年目

９年目

８年目

**例１**

**例２**

**令和元年度初任者研修修了者の場合**

5年の間に1回受講

5年の間に1回受講

【現任研修受講例】

10年目

５年度

６年度

７年度

８年度

９年度

10年度

11年度

３年度

現　任

研修修了

11年目

11年目

初任者

研修修了

現　任
研修修了

現　任

研修修了

初任者

研修修了

現　任

研修修了

平成

26年度

27年度

28年度

29年度

30年度

令和
元年度

２年度

５年度

６年度

**平成26年度初任者研修修了者の場合**

１年目

２年目

３年目

４年目

６年目

７年目

９年目

８年目

２年目

３年目

５年目

４年目

６年目

７年目

９年目

**例１**

**例２**

10年目

5年の間に1回受講

5年の間に1回受講

【現任研修受講例】

３年度

12年度

４年度

７年度

４年度

**※平成26年度初任者研修修了者のうち２回目の現任研修を修了していない方**、**令和元年度初任者研修修了者のうち１回目の現任研**

**修を修了していない方は、令和６年度中に現任研修を修了しなければ従事要件をみたさなくなります。**

**※主任相談支援専門員研修を修了した場合は、現任研修を修了したものとみなされます。**

　相談支援従事者現任研修は、相談支援従事者初任者研修（５日・７日課程）又は相談支援従事者初任者研修（１日課程）を修了した翌年度を初年度とする５年度ごとの各年度末日までに、修了する必要があります（１日課程については、障がい者ケアマネジメント従事者養成研修修了者に限ります）。

　例えば、平成26年度に、相談支援従事者初任者研修（５日課程）又は相談支援従事者初任者研修（１日課程）を修了した方で、令和元年度から令和６年度までの間において、相談支援専門員として従事するためには、平成26年度から令和元年度までの間に相談支援従事者現任研修を修了している必要があります。令和元年度までに現任研修を修了していなかった場合は、改めて初任者研修を修了しなければなりません。

　なお、令和２年度から、相談支援に関する一定の実務経験の要件が必要となりました。初めての現任研修の受講にあたっては、過去５年間に２年以上の相談支援の実務経験があること、２回目以降の現任研修では、「過去５年間に２年以上の相談支援の実務経験があること」又は「相談支援業務に従事していること」が受講要件になります。ただし、経過措置により、令和２年４月１日より前５年間の旧カリキュラム（現任研修、主任研修、初任者研修）の研修修了者は、初回の受講時は要件を求めません。

**相談支援従事者現任研修受講のイメージ（令和6年度～）**